

誓 約 書

令和 8 年 4 月 1 日

久留米市長 殿

住 所
氏名又は名称
及び代表者名

印

私は、久留米市が久留米市暴力団排除条例に基づき、公共工事その他の市の事務又は事業により暴力団を利用することとならないように、暴力団員はもとより、暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を入札、契約から排除していることを認識したうえで、下記事項について、誓約いたします。

なお、これらの事項に反する場合、契約の解除等、貴市が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。

記

1 次の各号のいずれにも該当しません。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号。（以下「暴対法」という。）第 2 条第 2 号の暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（暴対法第 2 条第 6 号の暴力団員及び暴力団の構成員とみなされる者をいう。以下同じ。））であるとき。
- (2) 暴力団又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 役員等（役員として登記又は届出がされていないが、事実上経営に参画しているものを含む。以下同じ。）が暴力団員等であると認められるとき。
- (4) 暴力団員等であることを知りながら、暴力団員等を雇用し、又は使用しているとき。
- (5) 暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、その者から諸機械、器具、道具、薬剤、物品等を購入し、又は再委託、下請契約その他の契約を締結したとき。
- (6) 暴力団又は暴力団員等である事実を知らずに、前 2 号に定める行為を行っていた場合であって、当該事実の判明後速やかに、解雇に係る手続や契約の解除など発注者が求めた是正措置を行わないとき。
- (7) 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- (8) 暴力団又は暴力団員等に経済上の利益又は便宜を供与したとき。
- (9) 役員等又は使用人が、個人の私生活上において、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を与える目的をもって、暴力団若しくは暴力団員等を利用したとき、又は暴力団若しくは暴力団員等に経済上の利益若しくは便宜を供与したとき。
- (10) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と密接な交際を有し、又は社会的に非難される関係を有しているとき。

2 前項各号に該当する事由の有無の確認のため、役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出します。

3 久留米市指名停止等措置要綱に基づく指名停止の措置を受けている者及び第 1 項各号に該当する者を下請負人（一次及び二次下請以降すべての下請負人を含む。以下同じ。）としません。

4 第 1 項各号に該当する者を下請負人（直接下請負人としていない場合を含む。）としていて、久留米市から当該下請契約の解除（当該下請契約の当事者でない場合は、当事者に対して解除を求めることを含む。以下「解除等」という。）を求められた場合は、解除等の求めに従います。

第 1 項第 1 0 号の解釈について

「密接な交際」とは、例えば友人又は知人として、会食、遊技、旅行、スポーツ等を共にするなどの交遊をしていることである。

「社会的に非難される関係」とは、例えば暴力団員等を自らが主催するパーティその他の会合に招待するような関係又は暴力団員等が主催するパーティその他の会合に出席するような関係である。